

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、丸亀市から平成19年2月13日土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）成願寺下地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀